

6月1日から運転免許証を自主返納する人の支援を開始します！

申 問 協働推進課防災安全係(本館 2 階) ☎72-2111 内線253

高齢運転者による事故の抑制を図るため、運転免許証を自主的に返納した人へ、ICカード乗車券またはタクシー回数券のいずれか 1 万円相当を支給します。この支給の受付を、6月1日から開始します。

対象 次の全ての要件を満たす人

- ・運転免許証返納時に70歳以上の人
- ・全ての運転免許証を平成30年4月1日以降に返納した人
- ・申請時に小郡市民の人
- ・暴力団員ではない人、暴力団または暴力団員と密接な関係を持たない人

支給までの流れ

①運転免許証の返納(警察署または運転免許試験場へ)

最寄りの警察署または運転免許試験場で免許返納手続きを行ってください。運転免許証を返納すると、取消通知書が発行され、希望者には失効した運転免許証(パンチ穴あき)が返却されます。取消通知書、失効した運転免許証のいずれかは支援の申請に必要ですので、保管しておいてください。

●**最寄りの受付窓口** 小郡警察署(☎73-0110)、筑後自動車運転免許試験場(☎53-5208)

●**受付時間** 平日午前9時～午後4時

●**持参物** 運転免許証(有効期限内のもの)

※本人が返納手続きに行く必要があります(代理不可)

②支援の申請(市協働推進課へ)

申請書に取消通知書(運転免許証返納時に交付されます)、失効した運転免許証、運転免許経歴証明書のいずれかを添えて、市協働推進課へ申請してください。

●**受付窓口** 協働推進課防災安全係(市役所本館 2 階)

●**受付開始日** 6月1日(金)

●**受付時間** 平日午前8時30分～午後5時

●**持参物**

- ・申請書
- ・取消通知書、失効した運転免許証、運転免許経歴証明書のいずれか 1 つ

※申請書は市協働推進課窓口、小郡警察署窓口、市ホームページから入手できます

※「運転経歴証明書」は「運転免許経歴証明書」とは違い、市の支援申請の添付資料として使用できません

③支援品の送付(簡易書留にて)

提出された書類を審査し、内容に問題がなければ、希望の支援品を申請者の自宅へ郵送します。

※審査には 1 か月程度かかります

はり・きゅう・マッサージ施術券を交付します

申 問 国保年金課(本館 1 階) ☎72-2111 国保係(内線424)、医療・年金係(内線422)

市は、国民健康保険や後期高齢者医療に加入している人の健康の保持増進のため、はり・きゅう・マッサージ施術券を交付しています。

交付を希望する人は、窓口で申請してください。

持参物 被保険者証、印鑑

※昨年度の施術券(桃色)は、有効期限が平成30年3月31日までのため4月以降は使えません。今年度の施術券を申請してください



助成対象治療院一覧

治療院名	住 所	電話番号
大坪はり マッサージ療院	寺福童859-26	72-7523
重松鍼灸 マッサージ療院	祇園1-13-13	72-6887
高松鍼灸治療院	八坂556-2	72-6235
山崎針療院	三沢4225-354	75-0502
枝村鍼院	大保1629-1	73-3969
正健堂治療院	上岩田1305-1	72-1807

住宅用太陽光発電システム設置費を補助します



[申 問](#)生活環境課環境係(南別館 1 階) ☎72-2111内線152 [HP](http://www.city.ogori.fukuoka.jp)http://www.city.ogori.fukuoka.jp

市は、地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電システムを自宅に設置する人を対象に補助金を交付しています。

詳細は、市ホームページ(ホーム▶くらし▶環境▶住宅用太陽光発電システム設置補助)またはお問い合わせください。

受付開始日 4月2日(月)

※システムの設置工事前(システム付建売住宅の場合は、電力会社との電力受給契約前)までに申請してください

補助金額

太陽光発電システムの公称最大出力 1 kwあたり 3 万円(上限額 9 万円)

補助件数 100件

対象 市町村税の滞納がない次のいずれかの人

- ・自ら居住する市内の住宅に、太陽光発電システムを設置する人(既存住宅)
- ・市内に自ら居住する住宅を建築し、太陽光発電システムを設置する人(新築住宅)
- ・市内の太陽光発電システムが設置されている住宅を、自ら居住するために購入する人(建売住宅)

対象システム 次の要件を全て満たすシステム

- ・太陽光発電システムの公称最大出力が10kw未満のもの
- ・太陽光モジュールとパワーコンディショナが「未使用」のもの
- ・電力会社の配電線と連系し、自家用を超える余剰分を電力会社に売電できるもの

初めて創業する人を支援します

[申 問](#)商工・企業立地課商工観光係(南別館 3 階) ☎72-2111内線142

市は、経済活性化を図るため、これまで事業を営んでいない人が、今後、市内で創業する場合、その創業にかかる初期経費と事業を営むための貸室の家賃の一部を、予算の範囲内で補助します。

申請には、さまざまな条件がありますので、詳細は、創業手続などを行う前に商工・企業立地課にご相談ください。

補助額

	補助率	限度額
①創業費	2 分の 1 以内	50万円
②家賃補助	2 分の 1 以内	1 か月あたり 3 万円(12か月上限)

対象経費

①創業費で補助対象となる経費

開業と法人設立に伴う司法書士・行政書士などに支払う申請書類作成経費、設備費(店舗等工事費、備品費など)、広告宣伝費、調査費

②家賃補助で補助対象となる経費

事業を営むために賃借した事業所の借上げに必要な月額賃料

申請できる人

補助申請する創業事業計画について、小郡市商工会の経営指導員から経営指導を受け、福岡県信用保証協会の保証制度を利用することができる業種を新規創業後に営む人のうち、以下の全ての要件を満たす人

(1) 次のいずれかに該当する新規創業前の個人であること

ア. 市内に本店を置く会社を設立することを予定している個人

イ. 個人事業主として市内に主たる事業所を置くことを予定している個人で、かつ市内に住所を有する人、または有することを予定している人

(2) 市税などの滞納がないこと

(3) 同一事業について、国、県または他の補助金の交付を受けていないこと

申請方法

補助金交付申請書に必要書類を添えて、持参してください。

※申請書は市ホームページからダウンロードできます

※申請受付は 4 月 2 日(月)から先着順で行い、予算額に達した時点で締め切ります

平成30年度も保育士就職支援金を給付します

申 問 子育て支援課子育て支援係(北別館 1 階) ☎72-2111 内線472 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

平成30年度も引き続き、保育士就職支援金を給付します。

新たに市内保育所などに勤務する保育士の人に、最大で20万円を給付します。条件を満たしていれば、臨時職員でも申請可能です。

期間 4月1日～平成31年3月31日(閉庁日除く)

対象 保育士資格を持ち、次の全ての要件を満たす人

①新たに市内の認可保育所や小規模保育所に勤務する人で、2年以上継続して勤務する人

②1日6時間以上かつ1か月に20日以上勤務する人

③過去1年以内に、市内の保育所などに保育士として勤務したことがない人

④小郡市の市税に滞納がない人

※公立保育所の正規職員は対象外です

支援金の額

就職支援金：10万円

移住支援金：保育園就職のために、市外から小郡市に転入する場合、10万円を上限として引っ越し費用を加算します。

※給付は1人1回限り

申請方法

窓口または郵送で、必要書類を提出

※必要書類は市ホームページからダウンロードできます

農業振興地域整備計画の変更申請(農振除外)は 4月16日(月)まで

申 問 農業振興課農村環境係(南別館 2 階) ☎72-2111 内線114

市が設定した農業振興地域内の農用地内で、田や畑などをやむを得ず農地以外に利用(農地転用)する場合は、農振除外の手続きが必要な場合があります。農業振興地域整備計画の変更申請(農振除外)の受付は、4月と10月の年2回行っており、次回の締切は4月16日(月)です。農業振興地域の農用地の変更を希望する人は、事前にご相談ください。

また、現在、農業振興地域整備計画の全体計画の見直しを行っており、10月以降の申請受付を一時停止する場合があります。皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※締切日までに必要書類を提出していただく必要があります

※受付から決定までは、半年～1年程度かかります。また、申請しても許可されない場合もあります

屋外広告物の掲出に関する新たなルールについて説明会を開催します

問 都市計画課計画係 ☎72-2111 内線352

市は、良好な景観形成に向けた取組を推進していくため、平成29年3月に「小郡市景観計画」を策定しました。この計画では、景観を構成する重要な要素である屋外広告物についても、周囲の景観と調和したものとなるよう、適切に誘導することとしています。

屋外広告物は市民生活で重要なものですが、無秩序に氾濫すると、周囲の景観に悪影響を及ぼす場合があります。また、適正な管理をしなければ、安全上の問題が生じる可能性もあります。

現在、市は福岡県屋外広告物条例に基づき規制を行っていますが、より市の特性に応じた独自のコントロールを行っていくため、小郡市屋外広告物条例(仮称)の制定をめざしています。また、屋外広告物の掲出に関するルールを解説した「小郡市屋外広告物ガイドライン」の策定を進めています。このガイドラインの内容について、説明会を開催します。

日時 4月14日(土)／午後2時～4時(開場 1 時30分)

会場 生涯学習センター 会議室 2

※入場無料、申込不要

下水道を使用できる区域が広がります

申 問 下水道課 (西別館 2 階) ☎72-2111 管理係 (内線342)、工務係 (内線344)

4月1日から下水道を使用できる区域が広がります。下水道は、市民の皆さんの生活環境を改善するだけでなく、河川や海などの水質汚濁防止にも大きく貢献しますので、下水道への接続をお願いします。



新たに下水道を使用できる区域 ■
既存の下水道を使用できる区域 ■



排水設備工事は市指定工事店へ

下水道供用開始区域になると、家屋の所有者は供用開始の日から3年以内にトイレをくみ取り式から水洗式に改造し、台所や風呂などの生活排水を公共下水道に接続することが義務付けられます。また、浄化槽も速やかに廃止し、下水道に接続しなければなりません。

宅地内の排水設備工事は、市指定の排水設備工事店しか行うことができません。市指定工事店の一覧表は下水道課工務係窓口または市ホームページ(ホーム▶まち・産業▶上下水道▶下水道接続▶指定工事店一覧表)でご確認ください。

下水道受益者負担金制度とは

下水道本管整備を行った区域の土地の所有者には、その工事費の一部を受益者負担として納付していただくことになります。

受益者負担金は、土地面積1㎡当たり280円を乗じた金額です。対象の土地所有者には、5月中に申告書類を送付しますので、内容を確認の上、提出してください。

負担金の納入方法は、5年分割で年4回(7月・9月・11月・1月)に分けて納める方法と一括で納める方法があり、毎年7月上旬に納付書を送付します。

私道への下水道管設置について

私道に下水道管を設置しなければ汚水を排除できない宅地が2戸以上あるなど、一定の条件を満たせば、私道でも市が下水道管を設置できる場合があります。詳しくは、下水道課工務係へお問い合わせください。

下水道使用料について

下水道を使用するようになると、汚水の排出量に応じた下水道使用料を2か月ごとに納めていただきます。手続方法などの詳細は、下水道課管理係へお問い合わせください。

浄化槽設置に補助します

①浄化槽区域の人と②下水道全体区域のうち平成32年度までに整備する区域として定められた予定処理区域以外の人に対し、浄化槽設置費用の一部を補助します。

●補助対象施設

専用住宅(床面積の2分の1以上を住居に使用している住宅)に設置する10人槽以下の合併浄化槽

※販売目的の専用住宅は除く

●補助金額

人槽区別	限度額	
	上記①	上記②
5人槽	60万円	30万円
7人槽	66万円	36万円
10人槽	75万円	45万円

※合併浄化槽の大きさ(人槽)は、建物の延べ床面積と居住形態により決まります。浄化槽工事業者にご確認ください

●申請先 下水道課工務係

し尿処理のお知らせ

問 生活環境課リサイクル推進係(南別館 1 階) ☎72-2111 内線153

- 新たにくみ取りを希望する場合は、地域ごとの担当業者に直接申し込んでください
- 人頭制の場合、乳幼児や高齢者も人員の算定に含まれます。人員の変更があった場合は、必ず収集業者に連絡してください
- 紙おむつ、生理用品、たばこ、ロールの芯、ビニールなどを便槽に入れないでください

し尿処理手数料

※消費税含む

区別	種 別	単 位	料金
定期 収集	普通便槽	人頭制(1人1か月につき)	480円
	無臭便槽、改良便槽、簡易水洗など、普通便槽以外の便槽	従量制 (18リットル当たり)	220円
	人頭制で算出が困難なところ		
	1か月に2回以上くみ取るところ(2回目から)		
臨時 収集	転出、転入などの社会的事由もなく、故意に収集を依頼するところ	従量制 (18リットル当たり)	440円
特別 加算	収集車から便槽までの距離が40メートルを超える場合、その超える距離が20メートルまでごとに355円を加算します。		

平成30年度 し尿収集日程表

※都合により3～4日程度前後することがあります

収集日	A 地域 (有)悠久商事 ☎72-8942 ☎72-8936 稲吉1071-6	B 地域 (株)高野環境 ☎77-1663 ☎77-3791 大刀洗町山隈350-1	C 地域 (有)キタエイ ☎78-3659 ☎78-6122 北野町十郎丸1783
1		三沢(沢の丘・栗原)・津古・みくに野団地	
2	大崎・小板井・寺福童		光行・平方・下岩田
3			
4	寺福童・開・新町		下岩田・古飯・稲吉
5	寺福童・開・新町・東町		古飯・稲吉・二夕
6		松崎(北部)	
7			
8		松崎(北部)	二夕・二森・東福童(端間駅周辺)
9	東町・新町・駅前・中央1	松崎(中部)	
10		松崎(中部)	二森・東福童(端間駅周辺)・宝城団地
11	大保原・東野・駅前・中央1・大原	松崎(南部)	
12	大保・中央2・大原・東野 大保原・大板井	松崎(南部)	宝城団地・東福童・西福童
13		今隈	
14			
15		立石	西福童・上西
16	東野・大保原・中央2・大板井・大保	花立	
17		井上(三軒屋)	上西
18	東野・大保原・中央2・大板井・大保	井上(井上団地)	
19	大保原・中央2・大板井・大保・東野	佐野古・下鶴・吹上	上西・みくに野団地(南組)
20		乙隈	
21			
22		干潟	八坂・上西(城・末次)
23	大板井・大保・大保団地・西島	干潟	
24		古賀・横隈・力武・新島	下西(京手・十楽)
25	大保・大保団地・西島・大板井	三沢	赤川・東福童(今朝丸)
26	大保・大保団地・西島	井上	
27		井上	
28			
29	大崎・小板井	上岩田	
30	大崎・小板井	三沢(正原・中隈団地)	

※小板井：小板井1・2区、大板井：大板井1・2区